燕国璽印及び陶文印跡中の「[illegible]」字の詞性

栗　躍　崇

序章　研究動機、先行研究及び研究方法
第一章　所見の燕国題銘中の「[illegible]」字における考査
　第一節　「[illegible]」字の出所についての調査
　第二節　「[illegible]」字における文字研究者達の解読
第二章　燕国兵器題銘の「作」「造」等の動詞における考査
　第一節　燕国兵器題銘中に存している動詞について
　第二節　燕国兵器題銘の句形格式について
第三章　「[illegible]」字の詞性における検討
　第一節　「[illegible]」字を動詞外と仮定する場合について
　第二節　「[illegible]」字を動詞と考えうる理由について
結論

序章　研究動機、先行研究及び研究方法

戦国時代の燕国は、中原から北に離れた地理的条件により文化にも著しい特徴が表れている。特に文化を代表する文字には独特の特徴がある。周知の例を『古璽彙編』(注1)を中心に挙げると、[illegible]「馬」(『古璽彙編』番号0050、0051、0052、0054、0058、0059、0293)、[illegible]「都」(『古璽彙編』番号0186、0187、0188、1089、0190、0293)、[illegible]「鍴」(『古璽彙編』番号0361、0362、0363、0364、0365、0367)、[illegible]「市」(『古璽彙編』番号0297、0361、0292)のとおりである。執筆者は修士論文「燕国璽印研究―長細形璽印とその用途を中心に」(平成二十五年度)において、燕国文字中に存在する「[illegible]」字に特に留意した。この「[illegible]」字のある出土文物は燕国以外に見たことがなく、燕国では陶文及び長細形璽印文字の用字として頻出する。この「[illegible]」字に対する文字研究者や古璽印研究者たちの釈読には相違があり、それぞれの立場を持っているが定論がない。そこで、この文字の詞性から出発して、有力な出土資料や文献ほか、前人の研究成果を参考にしつつ、この燕国の特有の文字である「[illegible]」字について論じる。

第一章　所見の燕国題銘中の「[illegible]」字における考査

第一節　「[illegible]」字の出所についての調査

燕国題銘中、「[illegible]」字は独特の字形として長細形璽印の印文に頻出する。しかし、その釈読は文字学者の間に相違がある。管見では「[illegible]」字が付く燕国の題銘は、璽印と長細形陶文印跡にしかなく、戦国時代の他国にはない。本節では、「[illegible]」字が付く燕国文物を調査して、できる限りその器物の銘文、出土地域、収蔵場所などの関連情報を表示することに努める。当然、調査対象は、戦国時代の燕国の文物と認められるものに限る。

調査結果は後掲の【表一】「燕国題銘中の「[illegible]」字」(本稿末尾参照)に示すとおり、燕国題銘中に「[illegible]」字は二十例ある。これを銘文載体の形と材料から

区分すれば、柄が付く長細形璽印に四例があり、その内の三例は上海博物館に収蔵されている。この上海博物館の蔵品の三例は、「□易都呉（虞）王[illegible]」の璽印は、柄に鼻鈕がない特徴がある。四角形の燕璽には二例があり、同じく上海博物館の所蔵である。また、長細形の陶文印跡には八例があり、この陶文の出土地は全て戦国時代では燕国領地に属していた河北省の易県、天津、及び遼寧省境内である。これらの文字内容は、その特徴から次の①～⑥の六つに分類できる。

①姓（名）＋[illegible]
　魯[illegible]
　斉[illegible]
②官名＋[illegible]（[illegible]）（王[illegible]）
　匋攻（注2）
　大司徒長（注3）[illegible]
　中易都呉（虞）王[illegible]
　□易都呉（虞）王[illegible]
③地名＋王[illegible]錯
　東陽□澤王[illegible]錯
④市＋王[illegible]（王[illegible]錯）
　無[illegible]（中）市王[illegible]
　單佑都　市王[illegible]錯
　[illegible]　市王□（注4）
⑤都＋王[illegible]錯
　易安都　王[illegible]錯
　酒城都　王[illegible]錯
　□　都　王[illegible]錯
　日庚都　王[illegible]錯
　□□都□王[illegible]錯
⑥その他
　□□　王[illegible]
　□□□　王[illegible]錯

また、右の各銘文内容の内、末部を、「……＋（王[illegible]）王[illegible]錯」とする形式を有するものに次の十三個がある。

中易都呉（虞）王[illegible]
□易都呉（虞）王[illegible]
東陽□澤　王[illegible]錯
無[illegible]（中）市　王[illegible]
單佑都市　王[illegible]錯
[illegible]市　王[illegible]□
易安都　王[illegible]錯
酒城都　王[illegible]錯
□　都　王[illegible]錯
日庚都　王[illegible]錯
□□都□　王[illegible]錯
□□　王[illegible]
□□□　王[illegible]錯

右のとおり、各銘文内容の末部は大抵「[illegible]」「王[illegible]」「王[illegible]錯」の三類に分けることができ、このほかに「大司徒長[illegible]」のような特例も見える。そして、「[illegible]」「王[illegible]」「王[illegible]錯」「[illegible]」の四類の銘文の前文は、おおよそ姓、官名、地名、市名、都名の五類の内容である。

「王[illegible]錯」の文字が付く長細形璽印が「燕陶錯」のために生まれた専用印であることについては、執筆者はすでに明らかにしている（注5）。その結論から「中易都呉（虞）王[illegible]」「□易都呉（虞）王[illegible]」「無[illegible]（中）市王[illegible]」の三つ

の陶文は、「燕陶鐏」の残片であり、「王□鐏」の類は、「王」は限定名詞で、最高の監造者とする王の名義の下で造った「燕陶鐏」、また「……都王□鐏」「……王□鐏」の類は、名義上の所有や監造や生産地や流通する場所を表すと考えている。

第二節　「□」字における文字研究者達の解読

周知のとおり、「□」字は、燕国特有の文字であるが、研究者によって釈読が異なっているのが現状である。「□」字における釈読については、于省吾氏の考証に、「□」字は「象人側面俯伏之形、即伏字的初文」（于省吾『甲骨文字詁林』中華書局　一九九六年五月　第一冊八七頁）の説があり、何琳儀氏は、于氏のこの説を引用して、「□」字は即ち「□」字であるとし、その説の立場の上に検討や研究を行った。その説には後に共鳴者が多い。この説に従っている研究者の立場から見れば、「□」字の次にある「鐏」字は、燕国璽印特有の別名で、同時代に共存している「鉥」字の地位に相当すると考えている。何琳儀氏は于氏の説の上に、「□」字はすなわち「勹」字であることを指摘し、そして、「勹」字は「符」字であり、同音仮借に属すると結論する。また『周礼・春官・典瑞』注の「瑞、節信也。典瑞、若今符璽郎。」を引用して、訓詁学の研究法を利用して、「□（勹）鐏」を「符瑞」と読んでいた（「古璽雑識続」何琳儀『古文字研究（第十九輯）』中華書局　一九九二年八月　四七二頁）。何氏のこの説は、今の「□」字における釈読の主流派である。

執筆者は、従来行われてきた〈鐏＝璽印〉の認識が実態と一致していないことを明らかにするとともに「鐏」の実態は璽印でなく、「鐏」字付きの燕国長細形璽印を押す対象の器物こそが「鐏」であることを明らかにした（執筆者の平成二十五年度提出の修士論文「燕国璽印研究―長細形璽印とその用途を中心―」及び書学書道史学会大会口頭発表「燕国璽印研究―長細形璽印の印文中の「鐏」を中心に―」平成二十六年九月十四日　於花園大学。以上二点を参照。）。

そこで、本論文では、執筆者のこの立場の上に、新しい角度から「□」字における考察を行わなければならないと考えている。

管見の範囲で「□」字における前人の釈読（或は釈読の立場）を表にした。なお見落としがあると思われ、網羅したとは言えないにしても、諸説の大概を覗くことが出来るものと考えている。「□」字における前人の解読は末尾に掲げる【表二】のとおりである。

【表二】によれば、前人の「□」字における釈読は、大抵以下の①～⑦の七類に分けられる。

①節（卩）

「卩」字は「節」字の原字である。この説に共鳴している人の立場から見れば、「□」字の次に付いている「鐏」字は、即ち文献に記載している「璽印」の一種「瑞」である。この璽印の材料は銅であるので、「王（玉）」偏を「金」偏に取り換えた。「鐏」は「瑞」と通用している。また、直接に「□」字を「卩（印）」と釈読している研究者もいる。「□」字を「卩（節）」に釈読する説に共鳴する研究者の根拠は、大抵次の三つである。

㋐『説文解字』： 「卩、瑞信也。」

㋑『周礼・春官叙官』の鄭玄注：「瑞、節信也、典瑞、若今符璽郎」。

㋒『周礼・掌節』の鄭玄注：「節、猶信也、行者所執之信」。「貨賄用璽節」の鄭玄注：「璽節、今之印章也」。

②氏

「氏」字と釈読している文献に柯昌済氏の『金文分域編』（一九三二年『餘園叢刻』本）（注6）がある。「□」字の字形は「氏」の古文字形とよく似ていることに因り、研究者らは「氏」と釈読したものであるが、今の出土文物資料から見れば、「氏」の釈読の信頼性には限界がある。

③ク

「ク」字の釈読は、一九九九年一月に上海書店出版社から刊行された孫慰祖氏の『孫慰祖論印文稿』に見える（注7）。

④勹（伏、符）

【表二】のとおり、「勹」字を「勹（伏、符）」字と釈読する説に共鳴している研究者は相当に多い。共鳴者たちの立場より帰納すると、その理由に次の三つがある。

㋐『説文解字』：「勹、裹也、象人曲形、有所包裹。」

㋑于省吾氏の「凡」字における釈読「与象人側面俯伏之形、即伏字的初文」の説を踏まえた上で、「勹」を「符」と読むことが出来るとの論断がある。

㋒「符」は即ち「符節」であり、先秦の時に凴信として用いたもので、後世の璽印の汎称である。（『史記・秦始皇本紀』「奉其符璽、以帰帝者」。）

⑤人

「勹」字を「人」と釈読する説は、ただ李零氏が分類考釈する『新編全本季木蔵陶』中にあるのみで、その理由を述べられていない（注8）。

⑥匕

荘新興氏が編著した『戦国璽印分域編』に「」（番号：二一〇）の印を一件収録している。「匕」の釈読はこれに見える。荘氏の立場に拠れば、この「」字は「東陽□澤王鍴」、「大司徒長」などの印文字にある「」字と異なる文字とし（注9）、「斉」を「斉匕」と釈読している。なお、執筆者の立場に拠れば、「」字と「」字とは同じ文字である。そして、徐暢氏の論文『先秦璽印攷釈発微』（注10）にも同様の論説があり、「」字を「」字と同字に釈読する観点が見える。

⑦その他（「」字を未釈文字で器物（量器）名とする説）（注11）。

管見では、これまでの「」字における釈読はおおよそ以上の七類であり、うち第四の説が主流派となっている。この七類の説は次の二つに総括できる。

一：詞性から見て、「」字を名詞として考えているのは、上列の七類共有の特徴である。

二：各家の研究立場から見れば、⑤「人」の説には、釈読の理由や根拠がなく、陶文の文字「」が残損しているので、信頼性に疑問がある。よってこの「人」説を除くと、他の説は、全て「」字と「」字の次によく出る「鍴」字と合わせて、「凴信」の作用を持つ燕国璽印の一種と考えている。これらの研究者の観点では、「鍴」は燕国の長細形璽印の一種であり、作用は「鉢」と同じである。

以上が、「」字における研究の現状である。

次に「」字の直後によく出る「鍴」字について再検討する。「鍴」字は燕国の長細形璽印及び燕国の陶文印跡中に、、、と、、の形で頻出する。この「鍴」字は、『説文解字』には載らず、小篆の字形がない。『康熙字典』には、「鍴『廣韻』『集韻』並多官切、音端、『玉篇』鑽也。『揚子方言』鑽謂之鍴。注、音端」（注12）の記載がある。「鍴」字は、ただ戦国時代の燕国長細形璽印と陶文印跡及び徐国の祭器の「徐王義楚祭鍴」（注13）（）にだけ見られ（本論文の図版一と図版一・一参照）、同時代の他国には、「鍴」字の付く器物や璽印などが一切ない。この文字は「金」と「耑」とを組み合わせて出来ている。金偏は金属に関係が深いので、この器物はもともと金属製品と考えられる。王国維氏は「觶」と「鍴」は即ち同じ器物（注14）であるとの結論を出している。執筆者は前掲の修士論文にて、鍴は燕国で発展しながら変化し、酒器と祭器の用途を持つ一方、量器として重視され使用されたことを明らかにした。そして、燕国の長細形璽印の付く同形制の陶器を「燕陶鍴」と命名した。「燕陶鍴」（注15）は青銅器の一種類「觶」より進展変化して来た物であるので、「鍴」字に「金」偏が付いているのは、もとの造字原義であろう。

現在の研究界では、全ての学者が「鍴」は燕国璽印の一種類で、璽印の別称として「瑞」と読み、その作用は璽印と同じであるとしている。しかし執筆者の立場からは、この結論は改めて検討する必要があると考えている。

「瑞」については、『説文解字』瑞（瑞）に「以玉為信也。从玉耑。徐鍇曰耑諦也。会意。是偽切」(注16)とあり、『康熙字典』瑞（瑞）に「《説文》以玉為信也(注17)《玉篇》信節也。諸侯之珪也。《書舜典》輯五瑞。《釈文》信也。《周礼・春官》玉作六瑞、以等邦国。《注》玉公侯伯子男所執圭璧。又《典瑞》掌玉瑞玉器之蔵。《注》人執以見曰瑞、瑞符信也。・・・」(注18)とある。これらの文献からも、「瑞」字が「玉」と関係が深いことは自明である。これも「瑞」字に「王（玉）」偏が付いている、造字原理の根拠と考えている。

声韻から見れば、「鍴」字と「瑞」字は同じく「耑」の声である(注19)。同声文字は互に仮借することが出来るが（同声仮借）、「鍴」字と「瑞」字は「同声異形異意」字であるので、それぞれに意味をもって本来の意味を表し、仮借ではない。というのは、「鍴」字と「瑞」字は「同声」である以外に、互いに関係がない。

図版一　徐王義楚祭鍴(注20)

図版一・一　徐王義楚祭鍴（銘文拓片(注21)）

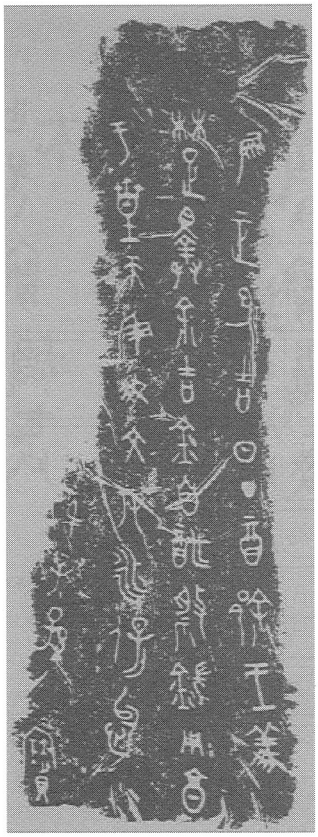

第二章　燕国兵器題銘の「作」「造」等の動詞における考査

燕国兵器は数多くの実物が出土しており、その形制の特徴と銘文、文字も、昔から考古界及び古文字研究界に重視され、燕国史研究にとって価値が高い資料を提供してきた。先学らの戦国兵器研究によって、燕国統治者の職、載、𢿱、戎人、𠭯、喜等の国君の名が明らかになっている。この銘文の考証は、燕国における文献記載の不全を補充する上で、得難い文物資料となる(注22)。

本章では、題銘中の動詞と題銘の句形格式の二つに分けて、先学の研究成果を参考に、燕国兵器の戈、矛、剣の三器を中心に、「作」、「造」等の動詞を調査し、これを燕国兵器銘文の行文格式に帰納して、その共通の特徴を検討する。

第一節　燕国兵器題銘中に存している動詞について

一九七三年四月、燕下都第二三号遺址に一〇八件の燕国兵器が出土した。形制の特徴から見れば、様子はほぼ同じであるが、微妙な区別もあり、兵器の銘文によって、「鋸」「鋸」「鋤」と名づけられている(注23)。研究の便から、ここではとりあえずそれらの名称を統一して燕国戈形兵器と称することとする。また燕国兵器には他に、「鈂（矛）」「鐱（剣）」「鈦（剣）」と名付けられているものがある（文末所掲の【表三】参照）。これら燕国兵器の銘文中の器名の前にある動詞が、本節の検討対象である。

文末に掲げる【表三】の動詞の字形の特徴から見れば、燕国の兵器の銘文中には、[illegible]字と[illegible]字が頻出している。うち[illegible]字は、周知のとおり、どの研究者も「作」字に釈読することを認めている。一方、[illegible]字については、研究者によって解読が異なっている。その代表的な説を例示すれば、【表四】に列挙したとおりである。それぞれの解読は異なっているが、[illegible]字の詞性が動詞の範疇に属していることでは、共通する特徴がある。

第二節　燕国兵器題銘の句形格式について

戦国各国の題銘はそれぞれの特徴を持っている。例えば、紀年法から見れば、楚国では事件を以て年を記録する（例：王居于栽郢之歳）。斉国では常に「××立事歳」の紀年法を用いる。三晋、東周及び中山国では、数字紀年法を利用していた。楚国、斉国では、月を記録する際に、専用の月名がある(注24)。数字で年と月を記録する方法を用いたのは、主に燕国の陶器銘文である。勿論、燕国の兵器、銅器の銘文にもこの紀年法が使われる。燕国の紀年類銘文中にある「年」字は、上に「禾」、下に「土」の字形の特徴をもつことも器物断代を行う際に、燕国器を判断する標準の一つとなっている。また燕国兵器銘文では、器物の名義上の最高監造官は、普通、燕国の国君である。

燕国兵器銘文の句形（文法）は、「名詞＋動詞＋名詞」の共通の特徴を有している。【表三】によって概括すれば、次の情報を得ることが出来る。

第一：兵器の名義上の最高監造官は、燕国の最高統治者の国君（郾王・侯）である。

第二：銘文内容の句形は、左図に示す特徴を有している。

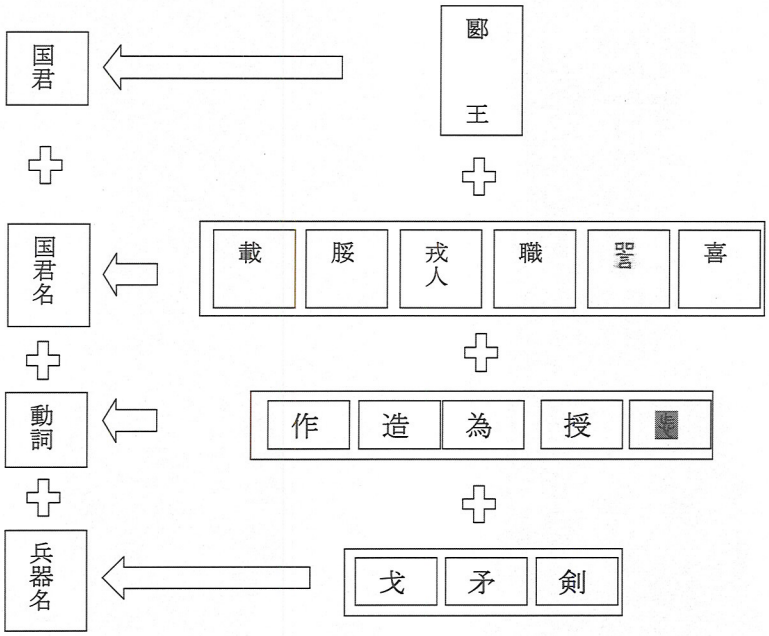

この類の燕国兵器を巡る代表的な論説には、次の数説がある。

◇石永士氏の『燕王銅兵器研究』(注25)では、燕王銅戈銘文の格式における論断がないが、石氏の論文中にある表の「燕王銅戈銘文分類及与郾王的関係」により、その格式を帰納すれば、次のとおりである。

【燕王名＋動詞（乍・造）＋……】

◇沈融氏は『燕兵器銘文格式、内容及其相関問題』に、燕国兵器銘文の格式と内容を【国君名＋作（造・為）＋配属対象＋兵器名】としている(注26)。

◇河北省文物管理処は「燕下都第二三五号遺址出土一批銅戈」(注27)において、銅戈銘文の格式を七類集めている。執筆者がその七類の銘文格式を検討して概括してみると、次の特徴になる。

【郾王（国君）＋国君名＋動詞（作・造）＋兵器名】

執筆者の立場では、燕国兵器銘文の文法句形は、「国君＋国君名＋動詞＋器物名」の基本句形に帰納できる特徴があると考えている。句形中の「作」「造」「為」などの動詞は、燕国兵器銘文中に頻出する。燕国兵器銘文の内容は、「国君＋国君名＋動詞＋器物名」の基本句形の上で変化している。「郾王喜造御司馬鋏」「郾王戎人作自執御鈙」「郾侯戎人作師萃鋸」の如きは、兵器名の前に兵器の使用者或いは配属対象を入れた例であり、また、「郾侯載作右軍」「郾王職作王萃」の如きは兵器名を省略した例である。銘文の内容によれば、この兵器の名義上の監造者が燕国の最高統治者の国君である共通点がある。

第三章　「[illegible]」字の詞性における検討

燕国長細形璽印の印文字中に頻出する「[illegible]」字については、研究者によって釈読が異なっている。その主なものには「節（卩）」「氏」「ク」「勹（伏・符）」「人」「匕」及び田煒氏の「量器名」説との七種がある。しかし、「[illegible]」字における詞性面から見れば、この七種類の釈読には名詞とする共通の特徴がある。

本章では、前述の燕国兵器銘文の検討結果及び先学の研究成果を参考に、燕国の陶文や璽印文字も考査して、「[illegible]」字が付いている燕国銘文、特に長細形璽印の印文の句形特徴から、「[illegible]」字の詞性面、すなわち「[illegible]」字を含む燕国璽印文と陶文の句形特徴と詞性面を中心に、特に、「[illegible]」字を名詞と動詞に仮定した場合の句形と文法上の成立の可能性を分析し、考査する。

第一節　「[illegible]」字を動詞外と仮定する場合について

本節では、燕国の兵器銘文の文法格式を参照の上、「[illegible]」字を名詞と仮定する場合に、その銘文の文法上の成立の可能性を検討する。

まず、名詞の定義を文語学家王力氏の定義を借りて簡潔に言えば、「名詞とは、人或は事物の名称を表示する詞」である(注28)。ここでは、とりあえず先学の研究結果を踏襲して、「[illegible]」字を「①節（卩）・②氏・③ク・④勹（伏、符）・⑤人・⑥匕」と釈読する場合から見よう。本論文の第一章第一節に述べたとおり、燕国璽印文と陶文印跡とは句形特徴を帰納することができると考えている。「[illegible]」字を名詞と仮定すれば、二つの場合が考えられる。その一つは、前人の研究結果を参考に、「①節（卩）・②氏・③ク・④勹（伏、符）・⑤人・⑥匕」を名詞（器物類代名詞）として考えて図解すれば、次の図Ⅰの如きとなり、「[illegible]」字を国君の名として仮定すれば、後ろに掲げる図Ⅱの如きとなる。

図Ⅰの「器物類代名詞」の部分に当たる「[illegible]」字における①～⑦の釈読中、②氏、③ク、⑤人と⑥匕、⑦田煒氏の「量器名」の五者は、現在の出土資料からみて信頼性に疑問があるので(注29)、検討対象から外して、以下に、①節（卩）と④勹（伏、符）を中心に検討する。

①の節（卩）と釈読する場合による句形では、左の如きになる。

【姓（名）＋節（卩）】

【姓（名）＋節（卩）鐎】

【……王(注30)節（卩）】、【……王節（卩）鐎】

④の勹（伏、符）と釈読する場合による句形では、左の如きになる。

図Ⅰ

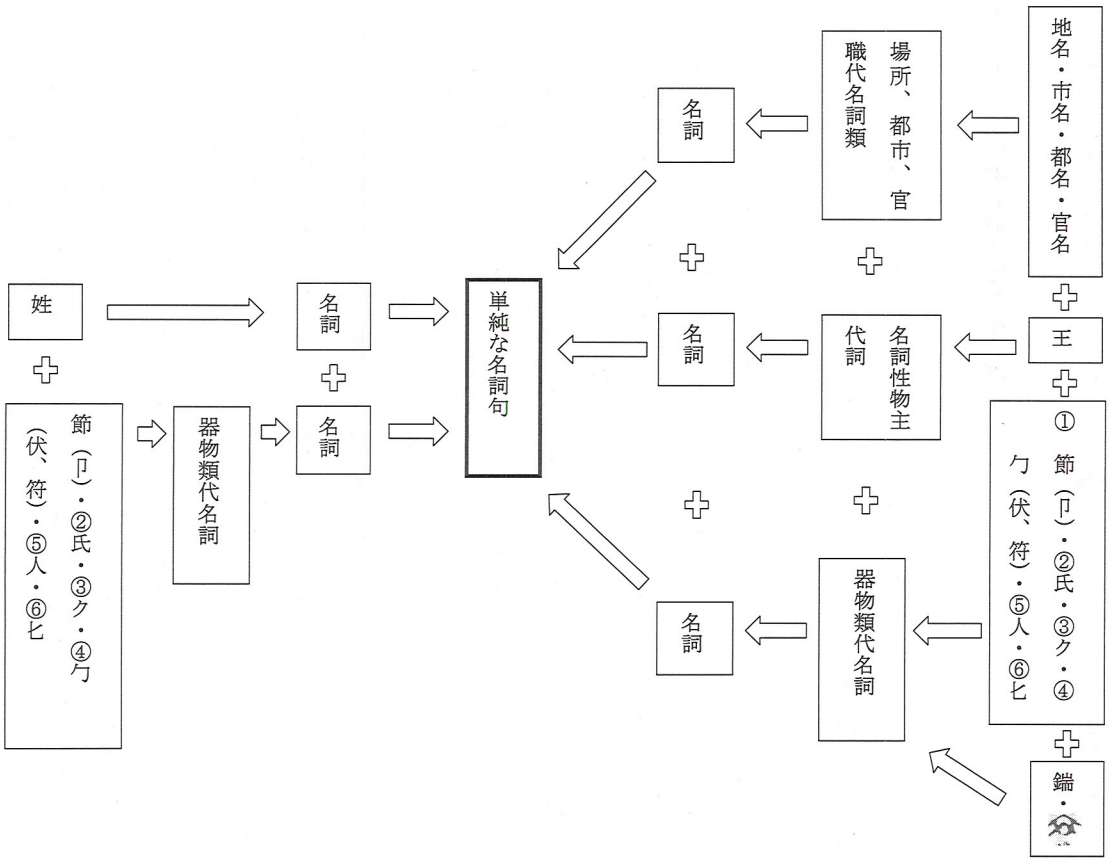

【姓（名）＋勹（伏、符）】

【姓（名）＋勹（伏・符）鍴】

【……王勹（伏・符）】、【……王勹（伏・符）鍴】

この①節（卩）と④勹（伏、符）の釈読では、器物名と考えている研究者が多い。それらの立場によれば、「勹」字は即ち器物類の代名詞で、詞性は名詞に属する。また、銘文の句形から見れば、単純的な名詞句として成立している。

節（卩）字と勹（伏、符）字は、名詞の詞性を持つ他に、動詞（注31）の詞性も持つが、動詞の「節」「勹」では、文意は通じないことが自明であるから、ここではその検討を行わない。

『周礼・掌節』に「門関用符節、貨賄用璽節、道路用旌節、皆有期以反節。」とあり、この鄭注に「……符節者、如今宮中諸官詔符也。璽節者、今之印章也。……」の記載がある。この文献記載から見れば、「符節」と「璽節」とには区別がある。『三代吉金文存（巻十八）』（注32）に「騎□馬節」「□□熊節」「斉馬節」「雁節」「鷹節」の五者がある。この五者の器物名は、羅福頤氏の『三代吉金文存釈文』（注33）では、「騎□符」「□□符」「斉節符」「雁符」「鷹符」と称している。この五者の器物はいわゆる割符であり、それぞれ二つに分離することができ。その二つが合わさって一つになることで信を示す。「符節」と「璽節」は、この同じ用途を持っているが、異なる器物であると考えている。「符節」と「璽節」が器物の名である以上、「勹」字の次に付いている「鍴」は、別の器物の名（注34）である。一つの印文に、まったく異なる器物名が合わさって出るのは不可解である。そして、管見では同じ例を他に見たことがない。「符節」と「璽節」の「……王勹（符・節）」と「……王勹（符・節）鍴」は、句形から見ればともに成立する。しかしこの場合、「王符」「王節」の如き王権の象徴とする「璽節」が陶器名と関連があったことになる。したがってこの現象は慎重に考える必要がある。

図Ⅱ

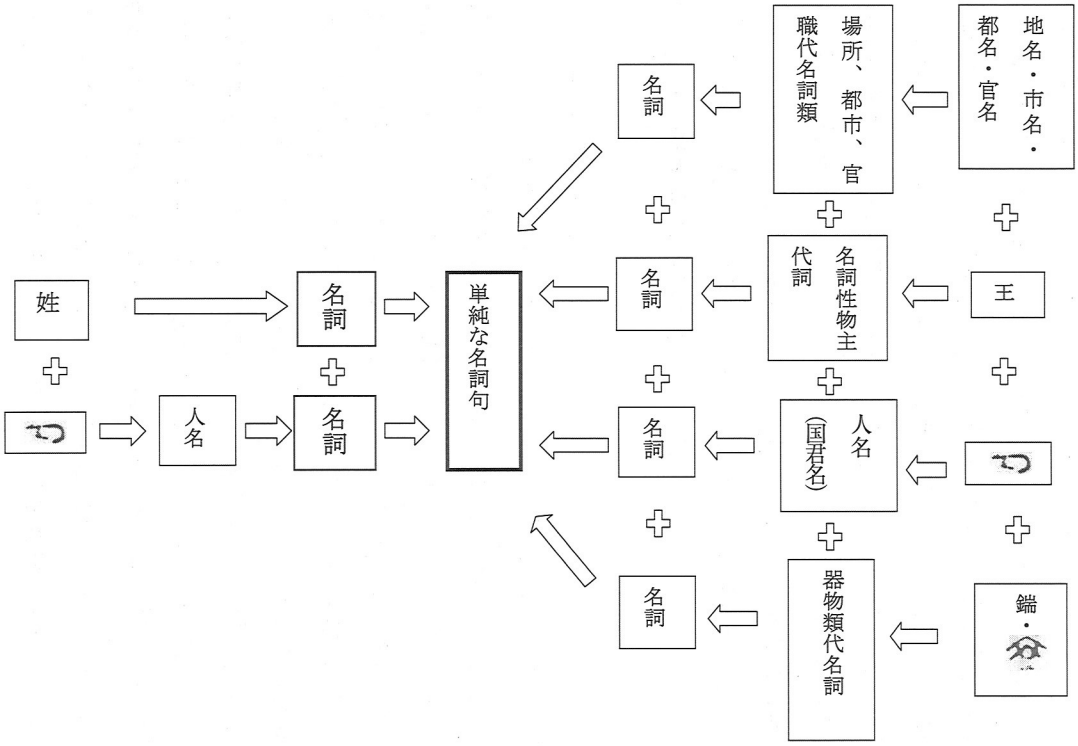

他に、田煒氏は論集の『古璽探研究』（二〇一〇年五月）（注35）に「[illegible]」字を、未釈文字の器物（量器）名と仮想しているが、詳しい論拠が見えない。そして、同氏の論文『戦国璽印自名解』（二〇一三年）（注36）にも「[illegible]」字を未釈文字として指摘しながら、「錦」を燕国璽印名の一種と考えている。そのうえ「[illegible]」字の前にある「王」字を限定詞として考えて、「錦」は「瑞」ではないと先人研究者の論断結果にも疑いを提出し、「錦」字を「揣」字に解読している。用途は、同じく陶器に施印するとの論説である。

前述のとおり、「[illegible]」字を「節（卩）」「勹（伏、符）」と釈読して、器物名と理解する場合、直後に頻出する「錦」も器物名（注37）であるので、無関係の二つの無関係の器物名が重出することになる。この現象は考えがたい。句形上、単純な名詞句として成立してはいるが、文意は通じないことが分かる。

図Ⅱのとおり、「[illegible]」字を人名と考える場合は、「[illegible]」字が付いている燕国銘文の代表的な句形は、次の三つになると考えている（文末所掲の【表一】参照）。

①【官職＋人名】
　匋攻＋[illegible]（注38）
　大司徒長[illegible]□

②【姓＋（名）[illegible]】
　魯（注39）＋[illegible]
　斉（注40）＋[illegible]

③㋐【……王（国君）＋人名（国君名）＋器物名】
　……都（市）＋王＋[illegible]＋錦

㋑【……王（国君）＋人名（国君名）】
　……都（市）＋王＋[illegible]

右の三つの句形格式に拠れば、「[illegible]」字を人名に用いる名詞と考えることは、一応可能である。特に、

【……王（国君）＋人名（国君名）＋器物名】

【……王（国君）＋人名（国君名）】

の格式は、燕国兵器銘文の格式（本論文第二章第二節参照）

【国君＋国君名＋動詞＋兵器名】

とよく似ているが、後者と比べると、動詞（製造類動詞）が欠ける。「[illegible]」字を人名とする可能性は理解できるが、新しい疑問点が浮上する。それは、燕国の紀年及び国君における文献上の記載は詳しく知られないので(注41)、「[illegible]」字が付く燕国銘文は、管見では、燕国璽印と陶文にしか見えず、ほかの燕国における文献や銘文にも見たことがない。また、数多く出土する燕国兵器にも、「[illegible]」字が付く銘文もみたことがない。もし「[illegible]」字を人名類の名詞と考えれば、「大司徒長[illegible]□」の長細形璽印の印文の場合、燕国の長細形璽印「大司徒長[illegible]」によれば、この官印の「大司徒長」の名「[illegible]」は、燕国一つの国君の名と同じになり、この状況は一般的には考えがたい。したがって「[illegible]」字を人名用名詞とする説は説得力に不足すると思われる。ただし、現在の資料の範囲では、敢えて結論を出すことができない。よって本論文では、ただ「[illegible]」字の詞性における検討に止める。

第二節　「[illegible]」字を動詞と考えうる理由について

先学の研究は、「[illegible]」字を器物名と考えている点で共通性があり、詞性面においては全て名詞の範囲内に限定される。「[illegible]」字が付く燕国の銘文は、璽印文字と陶文字（陶文印跡）しかなく、数の上で限りがあるので、現段階では「[illegible]」字の絶対的な釈読は、極めて難しいと考えている。同じ国の銘文は、文法上、共通性が有るという立場を基に、本節では、同国（燕国）の兵器の銘文格式と用法の特徴を基盤として、「[illegible]」字が付く類の燕国銘文格式と「[illegible]」字の詞性の観点から、「[illegible]」字を動詞（製造類動詞）の範囲内と仮定することの可能性を検討したい。

図Ⅲのとおり、燕国の銘文中、「[illegible]」字が付く類について、「[illegible]」字の詞性を

図Ⅲ

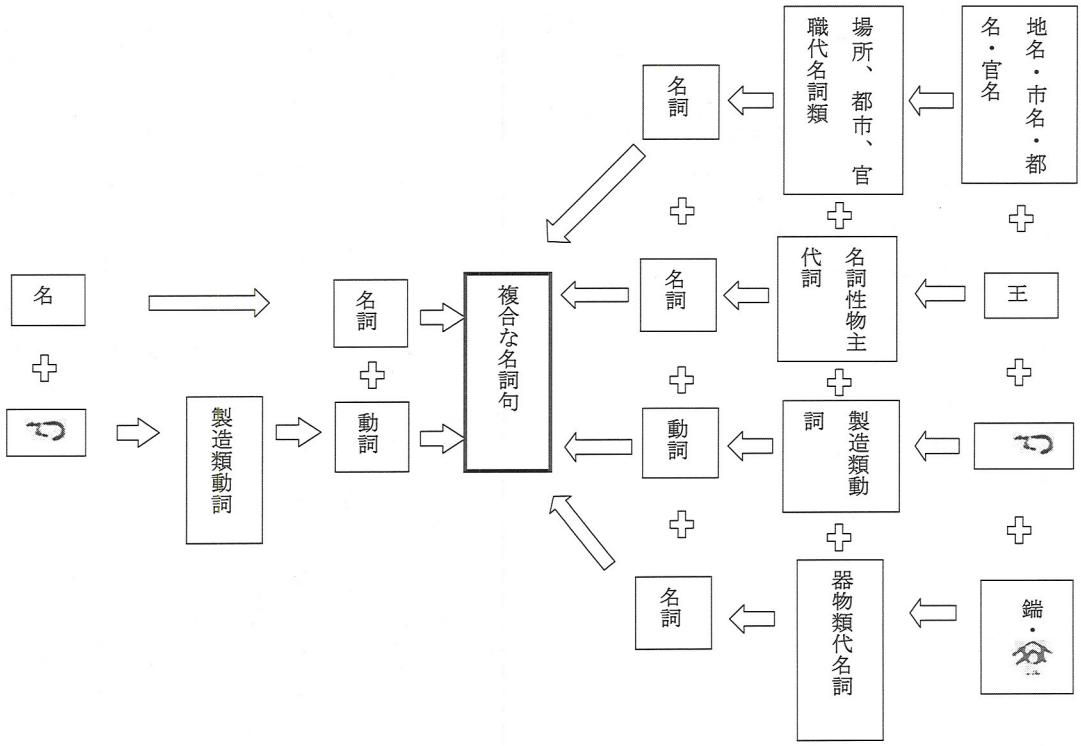

動詞と考える場合、銘文の句形格式には三つがあると考えられる。この三つの格式と燕国兵器銘文の格式とを比べて、共通の特徴及び異なるところを明らかにした上で、執筆者が「[illegible]」字を動詞（製造類動詞）と考える理由を述べる。

三つの句形格式は次の①～③である。

①【官職＋動詞（製造類動詞）】

　　匋攻＋[illegible]

　　大司徒長＋[illegible]＋[illegible]（器物名）（注42）

右の「官職名+動詞」の句形格式は、燕国銘文の、具体的には青銅器の太保鼎の銘文「太保鑄」（注43）と燕璽の「北宮受」（注44）の如きがそれである。

②【名（人名）　＋　動詞（製造類動詞）】

　　㋐魯＋[illegible]

「魯」字を姓とする場合の考査は、本論文の図Ⅱにすでに論じたので、ここでは「魯」字を名（人名）として「魯（人名）＋[illegible]（動詞）」の句形について検討する。執筆者は「魯」字を「名（人名）」と仮定している。「魯」字は、姓として使われてもいるが、名（人名）として使われる例もある。すなわち『古璽彙編』番号：二三九二の「楊魯」がそれである。璽印「楊魯」の「魯」字は『古璽彙編』（番号：五五六六）の「魯」字の字形とよく似ているので、「楊魯」の璽印も燕国璽印に属する。これには荘新興氏の説があり（注45）、参考になる。「楊魯」の印は、四角形璽印であるが、燕国の長細形陶文印跡と同時に、四角形（注46）の陶文印跡も存しているので、互いに参考になると考えている。そして、人名の直後に器物名を加える用例は、燕国の兵器銘文に頻出している。例えば、「郾侯載作……」「郾王詈造……」「郾王喜為……」の如きが、それである。（本論文の【表三】参照。）

　　㋑斉＋[illegible]

周知のとおり、「斉」は人間の姓として、よく使われている。しかし、「斉」を名（人名）として用いる例もある。燕国私璽の「□閔斉」（『古璽彙編』番号：三四九八）はその好例である（注47）。

③㋐【……都（市＋王（国君）＋動詞（製造類動詞）＋器物名】

　　……都（市）＋王＋[illegible]＋鍴（注48）

　　單佑都市王[illegible]鍴

　　易安都　王[illegible]鍴

　　酒城都　王[illegible]鍴

　　□　都　王[illegible]鍴

　　日庚都　王[illegible]鍴

㋑【……都（市）＋王（国君）＋動詞（製造類動詞）】

　　……都（市）＋王＋[illegible]（注49）

　　中易都呉（虞）　王[illegible]

　　□易都呉（虞）　王[illegible]

以上の三つ（①～③）の句形格式に拠れば、「[illegible]」字を製造類動詞として考査する場合には、句形格式上成立することが自明であり、次の三つの句形に帰納出来る。

①官職＋動詞（製造類動詞）

②名（人名）＋動詞（製造類動詞）

③㋐【……都（市＋王（国君）＋動詞（製造類動詞）＋器物名】

　　……都（市）＋王＋[illegible]＋鍴

　　㋑【……都（市）＋王（国君）＋動詞（製造類動詞）】

　　……都（市）＋王＋[illegible]

右の①～②の銘文格式は、全て「[illegible]」字を動詞（製造類動詞）と仮定した上で行った。検討結果から見れば、句形は成立することが分かる。そこで次いで、右の①～③の銘文格式（次の図Ⅳの③番参照）を同国（燕国）の兵器銘文【国君＋国君名＋動詞＋兵器名】（次の図Ⅳの④番参照）の格式と比較して、異同点を探求すべく図解したのが図Ⅳである（注50）。

「[illegible]」字が付く類の燕国銘文（璽印と陶文）の格式を燕国兵器銘文の格式と比べてみると、次の【A】～【C】の三つの情報を得ることができる。

図Ⅳ

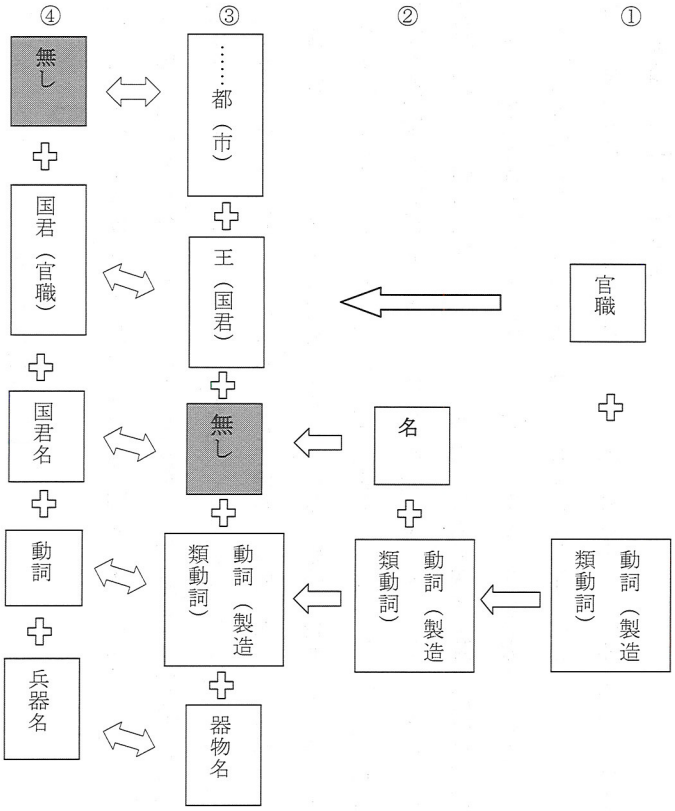

【A】「[illegible]」字を動詞（製造類動詞）として考える場合、動詞（製造類動詞）の直前に加えている内容には、「名（人名）」と「官職」の二種類があり（図Ⅳの①②参照）、「官職」には「大司徒長」と「王（国君）」がある。この銘文の格式は、同国（燕国）の兵器銘文の格式と類似する。図Ⅳの①の銘文格式には、「匋攻[illegible]」「大司徒長[illegible]」の如きがある。「人名」「官職」を動詞（製造類動詞）「[illegible]」字の前に加えて、器物の製造者、監造者及び名義上の最高監造者を表すのは、「物勒工名」の文献記載と合致する。

【B】「[illegible]」字が付く類の燕国題銘格式（図Ⅳの①②③参照）と燕国の兵器題銘文（図Ⅳの④参照）との相異点は次のとおりである。

㋐図Ⅳの①の銘文格式は、図Ⅳの④の銘文格式に属しているが、図Ⅳの①には、動詞前（官職の直後）にある名（人名）がない。

㋑図Ⅳの②の格式も④の句形格式に属しているが、名（人名）の前に官職がない。

㋒図Ⅳの③と④とは似ているが、④には「国君」の前に「都」や「市」や「地名」等の条件がない。③は「王（国君）」と「動詞（製造類動詞）」の間に「国君名」の部分がない。

【C】図Ⅳの①である兵器銘文を図Ⅳの④と比べると、①の動詞（製造類動詞）の後ろに、器物名を省略した場合もある。これは、青銅器の太保鼎の銘文「太保鑄」(注51)【太保（官職名）＋鑄（製造類動詞）】の銘文格式と同じと考えている。

結論

本論文は、燕国銘文中、特に燕国長細形璽印の印文字に頻出する「[illegible]」字における詞性面の考察を行ったものである。「[illegible]」字が付く燕国の銘文を収集した上で、主に璽印及び陶文の二種類の銘文の句形格式を中心に、「[illegible]」字を名詞や動詞と仮定する場合の成立の可能性を、燕国兵器銘文や前人研究者の研究成果を参考にしつつ検討した。本論文の研究成果は、次の二項にまとめられる。

「[illegible]」字の詞性は、広く行われている名詞説に蓋然性はなく、動詞（製造類動詞）に限定される。

燕国兵器の銘文と比較すると、「[illegible]」字が付く類の銘文中に「燕国君」の名を省略し、代わりに「王」字だけを用いる現象がある。そして、「[illegible]」字が付く類の燕国銘文中には、燕国君を指す「王」字の前に地名、市名、都名を置く格式、及び動詞の「[illegible]」字の直前に人名、官職を加える格式は、「[illegible]」字が付く類の燕国銘文の常用の格式である。

【表一】

燕国題銘中の「 」字							
文字載体	材料	寸法（縦×横）cm	文字出処	蔵所及び出土地	字形	頻数	製表原則
長細形璽印	銅	6.55×1.2（注一）	東陽□澤王■鍴	上海博物館		20	❶未読文字は「□」で表す。 ❷「」字を本論文の「字形」欄の標準字形で統一する。「文字出処」の欄には、「」字を明示するために「■」印で表示する。 ❸「文字出処」欄の印文字における釈読は、執筆者の立場からの解読である。具体的には執筆者の修士論文「燕国璽印研究——長細形璽印とその用途を中心に」を参照願いたい。
		縦 7.5（注二）	單佑都市王■鍴	不詳			
		5×1.3（注三）	大司徒長■□	上海博物館			
		縦 4.3（注四）	中易都呉（虞）王■	上海博物館			
四角形璽印	不詳	不詳	魯■（注五）	上海博物館			
	不詳	不詳	斉■（注六）	不詳			
長細形陶文印跡	陶	不詳	□易都呉（虞）王■（注七）	河北省易県			
		不詳	無 （中）市王■（注八）	河北省易県			
		不詳	易安都王■鍴（注九）	河北省易県（注十）			
		不詳	匋攻■（注十一）	河北省易県	 		
		4.6（残）×1.3	市王■□（注十二）	天津市武清県高村			
		不詳	□都王■鍴（注十三）	天津市武清県蘭城遺址			
		不詳	酒城都王■鍴（注十四）	遼寧朝陽			
		不詳	日庚都王■鍴（注十五）	遼寧喀左			
		不詳	……王■鍴（注十六）	遼寧遼陽			
		不詳	□□都□王■鍴（注十七）	遼寧葫蘆島			
		不詳	□□王■（注十八）	北京			
		不詳	□都王■鍴（注十九）	北京			

注一：「戦国紛争・五系分域（簡説戦国璽印的分域和分類）」徐暢『古璽聚珍（中国書法 2012 年 11 月贈）』 中国書法雑誌社出版　2012 年 11 月　1 頁

注二：「戦国銘文概述(上)」李学勤『文物』　1959 年第 7 期　文物出版社　1959 年 7 月　53 頁

注三：『中国美術全集(書法篆刻編 7 璽印篆刻)』方去疾(主編)孫慰祖(釈印) 上海書畫出版社・上海人民美術出版社 1989 年 5 月

注四：「戦国題銘概述（上)」李学勤『文物』 1959 年第 7 期 53 頁

注五：『上海博物館蔵印選』上海書画出版社編 1979 年 8 月 14 頁

注六：『戦国璽印分域編』荘新興編著 上海書店出版社 2001 年 10 月 39 頁 番号：210

『古璽彙編』故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 1981 年 12 月 番号：5582

注七：『古陶文彙編』4・13 『古陶文彙編』高明 中華書局版（訳者 北川博邦 東方書店 1989 年 5 月）357 頁

注八：『古陶文彙編』4・20 『古陶文彙編』高明 中華書局版（訳者 北川博邦 東方書店 1989 年 5 月）360 頁

注九：『古陶文彙編』4・29 『古陶文彙編』高明 中華書局版（訳者 北川博邦 東方書店 1989 年 5 月）363 頁

注十：『古陶文彙編』高明 中華書局版（訳者 北川博邦 東方書店 1989 年 5 月）360 頁によれば、出土地は河北省易県であるが、『中国書法全集 92（先秦璽印)』 劉正成主編 栄宝斎 2003 年 2 月 70 頁によれば、この燕国の陶器残片は、1978 年に遼寧省建平県の水泉遺跡から出した。罐形陶器の肩部である。本論文は『中国書法全集 92（先秦璽印)』の説を採用する。

注十一：『古陶文彙編』4・69 4・99 『古陶文彙編』高明 中華書局版（訳者 北川博邦 東方書店 1989 年 5 月）373 頁 381 頁

注十二：1992 年秋、天津市武清高村乡蘭城村の賈永輝氏が高村の東の養魚池の辺りで採集した陶片である。詳細は執筆者の修士論文「燕国璽印研究――長細形璽印とその用途を中心に」を参照。この陶文拓片は賈永輝氏より提供していただいた物件である。

注十三：天津市武清県蘭城遺址的鑽探与試掘」天津市歴史博物館考古部 『考古』2001 年第 9 期（総 408 期） 2001 年 9 月 45 頁（総 817 頁）

注十四：①董珊氏の博士研究生学位論文（2002 年 5 月)『戦国題銘与工官制度』所載。原印文は「酒城都王節瑞」、董氏は「ㄟ」字を「節」字に、「鍴」字を「瑞」字にそれぞれ釈読している。董氏の論文によって、この陶文が遼寧の出土で、同じ銘文に二つがあることと、董氏がその拓本を所持することが知られる。②『陶文図録』番号：4・211・1 王恩田 斉魯書社 2006 年 6 月 1729 頁に陶文印跡が見える。王恩田氏によれば、「[illegible]」字を「彡」字と釈読している。③「先秦璽印攷釈発微」徐暢 『印学研究（2014 古璽印研究専輯)』文物出版社 2014 年 3 月 8 頁に「彡城都王勹鍴」と釈読している。

注十五：①遼寧出土。その拓本を所持する董珊氏は、「唐都王節瑞」と釈読している。②『陶文図録』番号：4・211・1 『陶文図録』王恩田 斉魯書社 2006 年 6 月 1729 頁に陶文印跡が見える。王恩田氏は、「日庚都王卩鍴」と釈読している。

注十六：『陶文図録』番号：4・181・1 王恩田 斉魯書社 2006 年 6 月 1729 頁

注十七：『陶文図録』番号：4・211・2 王恩田 斉魯書社 2006 年 6 月 1729 頁

注十八：『陶文図録』番号：4・136・1 王恩田 斉魯書社 2006 年 6 月 1654 頁

注十九：『陶文図録』番号：4・136・2 王恩田 斉魯書社 2006 年 6 月 1699 頁

【表二】

「[illegible]」字における前人研究者たちの解読					
釈読		主張者	論著及び出典	出版社	出版（年月）
分類	字形				
節	節	王献唐(著)	『古鑑精舎印話』(王献唐遺書)	斉魯書社	1935-1937(稿) 1985、04(出版)
		蕭高洪	『中国歴代璽印精品博覧』	江西人民出版社	1995、09
		董珊	『戦国題銘与工官制度』	博士研究生学位論文	2002、05
		劉江	『中国印章芸術史』	西泠印社出版社	2005、09
		王廷洽	「試探先秦璽印断代問題」『青海師範大学学報(哲学社会科学版)』2007年第6期	青海師範大学(主辦)	2007、11
	卩	上海書画出版社編	『上海博物館蔵印選』	上海書画出版社	1979、08
		銭君匋・葉潞淵(著) 高畑常信(訳)	『篆刻の歴史と鑑賞』	秋山書店	1986、03
		沙孟海	『印学史』	西泠印社出版社	1987、06
		方去疾(主編) 孫慰祖(釈印)	『中国美術全集(書法篆刻編7璽印篆刻)』	上海書畫出版社 上海人民美術出版社	1989、05
		徐谷甫・王延林	『古陶字彙』	上海書店出版社	1994、05
		荘新興・茅子良	『中国璽印篆刻全集(1)』	上海書畫出版社	1999、11
		荘新興	『戦国鈐印分域編』	上海書店出版社	2001、10
		荘新興	『戦国璽印』	上海書画出版社	2003、12
		方去疾(主編) 孫慰祖(釈印)	『中国美術全集 60(書法篆刻編7・璽印篆刻)』	上海書畫出版社 上海人民美術出版社	2006、11
		王恩田	『陶文図録』	斉魯書社	2006、06
		徐中舒（主編）	『漢語古文字字形表』	四川人民出版社	1980
				中華書局香港分局	1981
	卩(印)	周曉陸	『二十世紀出土璽印集成』	中華書局	2010、01
	卩	曾紹杰	『鉢印精選』	無し	1986、12
氏	氏	柯昌濟(著) 徐蜀(選編)	「金文分域編(二十一巻)」『国家図書館蔵金文資料研究叢刊2』	『餘園叢刻』本	1932
				北京図書館出版社	2004、03
		李学勤	「燕国題銘概述(上)」『文物』	文物出版社	1959、07
		西川寧	『書道講座6篆刻』	二玄社	1973、02
		石志廉	「戦国古璽考釋十種」『中国歴史博物館(館刊)総第2期』	文物出版社	1980、09

		江村治樹	『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』	汲古書院	2000、02
		西川寧	『書道講座６篆刻』	二玄社	2010、07
ク	ク	孫慰祖	『孫慰祖論印文稿』	上海書店出版社	1999、01
勹	勹	何琳儀	「古璽雑識續」『古文字研究(第 19 輯)』	中華書局	1992、08
		小林斗盦	『中国璽印類編』	二玄社	1996、02
		何琳儀 馮勝君	「燕璽簡述」『北京文博』1996 年第３期	北京燕山出版社	1996、09
		何琳儀	『戦国古文字典(戦国文字声系)』	中華書局	1998、09
		小林斗盦	『篆刻全集１中国〈殷～戦国〉古鉢　官鉢・私鉢』	二玄社	2001、04
		何琳儀	『戦国古文字典(戦国文字声系)』	中華書局	2007、05
		孫慰祖	『歴代璽印斷代標準品図鑒』	吉林美術出版社	2010、02
		徐暢	「戦国紛争・五系分域（簡説戦国璽印的分域和分類)」『古璽聚珍（中国書法 2012 年 11 月贈)』	中国書法雑誌社	2012、11
		施謝捷	『古璽彙考』	博士学位論文	2006、06
		湯餘慧	『戦国文字編』	福建人民出版社	2001、12
		王愛民	『燕文字編』	碩士学位論文	2010、04
	勹 (符)	何琳儀	『戦国文字通論(訂補)』	江蘇教育出版社	2003、01
		徐暢	『先秦璽印図説』	文物出版社	2009、01
		陳光田	『戦国璽印分域研究』	岳麓書社	2009、05
		徐暢	「先秦璽印攷釈発微_徐暢『印学研究（2014 古璽印研究専輯）』	文物出版社	2014、03
	伏 (符)	曹錦炎	『古璽通論』	上海書畫出版社	1996、03
			『古代璽印』	文物出版社	2002、07
		（総主編）黄惇 （主編）徐暢	中国歴代印風系列『先秦印風』	重慶出版社	1999、12
		劉正成	『中国書法全集 92（先秦璽印)』	栄宝斎	2003、02
		徐暢	『先秦璽印図説』	文物出版社	2009、01
	伏	徐暢	「戦国紛争・五系分域（簡説戦国璽印的分域和分類）」『古璽聚珍（中国書法 2012 年 11 月贈）』	中国書法雑誌社	2012、11
		劉釗	『古文字構形学』	福建人民出版社	2006、01
	符	(総主編)黄惇 (主編)徐暢	中国歴代印風系列『先秦印風』	重慶出版社	1999、12
		徐暢	『先秦璽印図説』	文物出版社	2009、01

		趙平安	「燕国長條形陽文璽中的所謂襯字問題」『金文釈読與文明探索』	上海古籍出版社	2011、10(原載『考古与文物』2005年増刊 2005、12)
人	人	周進（収蔵） 周紹良（整理）李零（分類考釈）	『新編全本季木蔵陶』	中華書局	1998、10
匕	匕	荘新興	『戦国璽印分域編』	上海書店出版社	2001、01

【表三】

燕国兵器銘文中に存している動詞及び字形特徴

器物名	銘文	最高監造者	銘文中の動詞及び字形特徴				
		国君	国君名	動詞	字形	銘文出処
戈形器	郾侯載作師萃銂	郾侯	載	作	不詳	「燕、斉兵器研究」黄盛璋『古文字研究』（第十九輯）中華書局出版　1992年8月　4頁
	郾侯載作右軍					
	郾侯載作廣軍					
	郾侯脮作師萃鍚銂	郾侯	脮	作		『三代』巻19、編号4630　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983年8月
	郾侯戎人作師萃鋸	郾侯	戎人	作	不詳	「燕、斉兵器研究」黄盛璋『古文字研究』（第十九輯）中華書局出版　1992年8月　9頁
	郾王戎人作[redacted]鋸	郾王	戎人	作		35号戈「燕下都第23号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理処『文物』文物出版社　1982年8期
	郾王戎人作[redacted]萃鋸					『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996年8月　173頁　図一〇二　武陽台村23号作坊遺址戦国晩期銅戈Ⅰ式銅戈W23T1②Z1：2
	郾王戎人作[redacted]鋸					『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996年8月　172頁　『燕下都』（下冊）彩版一六　武陽台村23号作坊遺址戦国晩期銅戈Ⅳ式銅戈W23T1②Z1：55
	郾侯職作師萃鋸	郾侯	職	作		『三代』巻20、編号4679　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983年8月
	郾侯職造師萃鋸			造		『燕下都』（下冊）彩版一五　武陽台村23号作坊遺址戦国晩期銅戈　Ⅱ式銅戈W23T1②Z1：59
	郾王職作師萃鋸	郾王	職	作		『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996年8月　167頁　『燕下都』（下冊）彩版一三　武陽台村23号作坊遺址戦国晩期銅戈Ⅰ式銅戈W23T1②Z1：2

郾王職作萃鋸					『三代』巻 20、編号 4671　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
郾王職◆作萃鋸					『三代』巻 20、編号 4676　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
郾王職作五[illegible]鋸					『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996 年 8 月　177 頁　図一〇六　武陽台村 23 号作坊遺址戦国晩期銅戈ⅢA 式 W23T1②Z1：33（正面）
郾王職作[illegible]鋸					『三代』巻 20、編号 4672　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
郾王職作王萃					『三代』19 巻、4613 及び 4614　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
郾王職作[illegible]萃鋸					『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996 年 8 月　170 頁　図一〇〇　武陽台村 23 号作坊遺址戦国晩期銅戈Ⅱ式 W23T1②Z1：96（正面）
郾王職作御司馬					『三代』19 巻、編号 4592　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
郾王[illegible]作[illegible]鋸	郾王	[illegible]	作		『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996 年 8 月　181 頁　図一一〇　武陽台村 23 号作坊遺址戦国晩期銅戈ⅢB 式 W23T1②Z1：47（正面）
郾王[illegible]造[illegible]鋸			造		『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996 年 8 月　181 頁　図一一〇　武陽台村 23 号作坊遺址戦国晩期銅戈ⅢB 式 W23T1②Z1：22（正面）
郾王[illegible]作行議鍐右攻尹書其攻豎			作		『三代』19 巻、編号 4635　「燕、斉兵器研究」『古文字研究』（第十九輯）　中華書局出版　1992 年 8 月　10 頁
郾王[illegible]造行議自執司馬鈚			造		『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』江村治樹　著　汲古書院　2000 年 2 月　173 頁
郾王[illegible]造五[illegible]鋸					75 号戈「燕下都第 23 号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理処『文物』文物出版社　1982 年 8 期　44 頁（図版捌：9）
郾王喜造[illegible]萃鋸					『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996 年 8 月　175 頁　図一〇四　武陽台村 23 号作坊遺址戦国晩期銅戈Ⅱ式 W23T1②Z1：56（正面）
郾王喜作五[illegible]鋸工十	郾王	喜	作		『三代』20 巻、編号 4681　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
郾王喜造[illegible]萃鋸			造		『燕下都』（上冊）河北省文物出版社　1996 年 8 月　177 頁　図一〇六　武陽台村 23 号作坊遺址戦国晩期銅戈Ⅱ式 W23T1②Z1：1（正面）

	郾王喜[illegible]（授）[illegible]鋸			授		91 号戈「燕下都第 23 号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理処『文物』文物出版社　1982 年 8 期（図版捌：12）；前列している銘文部分の釈読は、湯余恵氏の研究結果である。(『戦国銘文選』吉林大学出版社出版　1993 年 9 月　64 頁)
	郾王喜造御司馬鏃			造		『燕下都』(上冊) 河北省文物出版社　1996 年 8 月　167 頁　『燕下都』(下冊) 彩版一三　武陽台村 23 号作坊遺址戦国晩期銅戈 I 式銅戈 W23T1 ②Z1：58
矛	郾王職作[illegible]鉾	郾王	職	作		『三代』20 巻、編号 4729　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
	郾王職作[illegible]鉾					『三代』20 巻、編号 4730　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
	郾王職作黄者（旅）鉾					『三代』20 巻、編号 4731　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
	郾王職作◆◆					『三代』20 巻、編号 4736　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
	郾王◆作鉾・左軍		◆	作		『三代』20 巻、編号 4724　『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　1983 年 8 月
	郾王戎◆作[illegible]鉾	郾王	戎人	作	不詳	「燕、斉兵器研究」黄盛璋『古文字研究』(第十九輯) 中華書局出版 1992 年 8 月　10 頁
	郾王戎人作[illegible]				不詳	「燕、斉兵器研究」黄盛璋『古文字研究』(第十九輯) 中華書局出版 1992 年 8 月　10 頁
	郾王戎人作自執御鉾					『三代』20 巻、編号 4726
	郾王[illegible]造◆萃（鉾）		[illegible]	造		『三代』20 巻、編号 4733
	郾王[illegible]作[illegible]鉾			作		『三代』20 巻、編号 4732　『三代吉金文存釈文』羅福頤著　学問社出版　1983 年 8 月
	郾王[illegible]為[illegible]◆			為	不詳	「論河北近年出土的戦国有銘青銅器」『古文字研究』(第七輯) 四川大学歴史系古文字研究室編　中華書局出版　1982 年 6 月　125 頁　李学勤・鄭紹宗
	郾王喜為検鉾	郾王	喜	為	不詳	「論河北近年出土的戦国有銘青銅器」『古文字研究』(第七輯) 四川大学歴史系古文字研究室編　中華書局出版　1982 年 6 月　125 頁　李学勤・鄭紹宗

	郾王喜造仝長利			造		①『三代』20巻、編号4725 ②『戦国文字通論（訂補）』何琳儀　江蘇教育出版社　2003年1月　105頁）
剣	郾王職造武某者（旅）鐱	郾王	職	造		①『商周金文録遺』編号：595　于省吾編著　中華書局1993年7月②『戦国文字通論（訂補）』何琳儀　江蘇教育出版社　2003年1月　104頁）
	郾王喜造某（舞）旅鈦		喜	造		①『三代』20巻、編号4755　②『戦国文字通論（訂補）』何琳儀　江蘇教育出版社　2003年1月　105頁）
	郾王喜為某者鈦			為	不詳	①「論河北近年出土的戦国有銘青銅器」『古文字研究』（第七輯）四川大学歴史系古文字研究室編　中華書局出版　1982年6月　125頁　李学勤・鄭紹宗　②『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』江村治樹　著　汲古書院　2000年2月　173頁
	郾王喜造某者（旅）鐱			造		①『三代』20巻、編号4754・4756・4757 ②『戦国文字通論（訂補）』何琳儀　江蘇教育出版社　2003年1月　105頁）

注一：表中の「◆」は未解読文字。

注三：表中の『三代』は、『三代吉金文存（上）（中）（下）』（羅振玉　中華書局出版　1983年12月）の略称。

注三：表中の『三代』の次にある『編号』は、『三代吉金文存』（羅福頤　学問社出版　1983年8月）の編号。

注四：出処欄には、銘文の出典を詳しく記載したが、その動詞欄における釈読の主張の詳細は、次に掲げる表四を参照。

【表四】

銘文	主張者	論著
造	河北省文物管理処	「燕下都第23号遺址出一批銅戈」『文物』文物出版社　一九八二年八月　四二頁
造	河北省文物研究所	『燕下都』(上)(下)　河北省文物出版社　一九九六年八月　一八五頁
造	沈融	「燕兵器銘文格式、内容及其相関問題」『燕文化研究論文集』陳光　匯編　中国社会科学出版社　一九九五年七月　四〇四頁
造	何琳儀	『戰国文字通論(訂補)』江蘇教育出版社　二〇〇三年一月　一〇四頁
造	石永士	「鄦王銅兵器研究」『燕文化研究論文集』陳光　匯編　中国社会科学出版社　一九九五年七月　三九五頁
造	江村治樹	「戰国新出土文字資料概述」『戰国時代出土文物の研究』編者：林　巳奈夫　発行所：京都大学人文科学研究上　印刷所：同朋舎　昭和六十年三月三十日　三六八～三六九頁
授	湯余惠	『戰国銘文選』吉林大学出版社出版　一九九三年九月　六四頁
為	沈融	「燕兵器銘文格式、内容及其相関問題」『燕文化研究論文集』陳光　匯編　中国社会科学出版社　一九九五年七月　四〇五頁【鄦王喜為検鈙】四〇六頁【鄦王喜為[illegible]利】
為	李学勤・鄭紹宗	「論河北近年出土的戰国有銘青銅器」『古文字研究』(第七輯)　四川大学歴史系古文字研究室編　中華書局出版　一九八二年六月　一二五～一二六頁
為	江村治樹	「戰国新出土文字資料概述」『戰国時代出土文物の研究』編者：林　巳奈夫　発行所：京都大学人文科学研究上　印刷所：同朋舎　昭和六十年三月三十日　三七四頁
作	黄盛璋	「燕、斉兵器研究」『古文字研究』(第十九輯)　中華書局出版　一九九二年八月　十頁
作(作)	何琳儀	『戰国文字通論』中華書局出版　一九八九年四月　九五頁
作	石永士	「鄦王銅兵器研究」『燕文化研究論文集』陳光　匯編　中国社会科学出版社　一九九五年七月　三九五頁
作	羅福頤	『三代吉金文存釈読』羅福頤著　学問社出版　一九八三年八月
作	何琳儀	『戰国文字通論』中華書局出版　一九八九年四月　一〇五頁
作(作)	李学勤・鄭紹宗	「論河北近年出土的戰国有銘青銅器」『古文字研究』(第七輯)　四川大学歴史系古文字研究室編　中華書局出版　一九八二年六月　一二三～一二五頁
作(作)	江村治樹	「戰国新出土文字資料概述」『戰国時代出土文物の研究』編者：林　巳奈夫　発行所：京都大学人文科学研究上　印刷所：同朋舎　昭和六十年三月三十日　三六八～三六九頁

参考文献

・『古璽彙編』故宮博物院編　羅福頤主編　文物出版社　一九八一年十二月
・『古陶文彙編』高明　中華書局版（訳者　北川博邦　東方書店）一九八九年五月
・『古璽雑識』『遼海文物学刊』何琳儀　一九八六年二月
・「古璽雑識續」何琳儀　『古文字研究（第十九輯）』中華書局　一九九二年八月
・「古璽雑識再續」何琳儀　『中国文字』一九九三年新十七期　芸文印書館　一九九三年
・『陶文図録』王恩田　編著　斉魯書社　二〇〇六年六月
・『戦国文字編』湯餘慧　主編　福建人民出版社　二〇〇一年十二月
・『戦国文字研究（六種）』朱德熙・裘錫圭　『考古学報』一九七二年第一期
・『戦国鉨印分域編』荘新興　上海書店出版社　二〇〇一年十月
・『戦国文字通論』何琳儀　中華書局　一九八九年四月
・『戦国文字通論（訂補）』何琳儀　江蘇教育出版社　二〇〇三年一月
・『戦国古文字典（戦国文字声系）』何琳儀　中華書局　一九九八年九月
・『戦国璽印分域研究』陳光田　岳麓書社　二〇〇九年五月
・『戦国燕斉陶文』文雅堂本版羅珂本　二〇〇一年十二月
・『戦国銘文選』湯余恵　吉林大学出版社　一九九三年九月
・『戦国題銘与工官制度』董珊　博士研究生学位論文　二〇〇二年五月
・「戦国文字中的【市】」裘錫圭　『考古学報一九八〇年第三期』　科学出版社　一九八〇年七月
・『燕文化研究論文集』陳光　彙編　中国社会科学出版社　一九九五年七月
・「燕下都第23号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理処『文物』文物出版社　一九八二年八期
・『燕下都』（上）（下）河北省文物研究所　河北省文物出版社　一九九六年八月
・「燕、斉兵器研究」黄盛璋　『古文字研究』（第十九輯）　中華書局出版　一九九二年八月
・「燕兵器銘文格式、内容及其相関問題」沈融　『考古与文物』（一九九四年第三期）陝西省考古研究所　一九九四年
・「燕下都城址調査報告」中国歴史博物館考古組　『考古』（一九六二年第一期）考古雑誌社出版　一九六二年一月
・「燕国題銘概述（上）」李学勤　『文物』一九五九年第七期　文物出版社　一九五九年七月
・「燕斉陶文叢論」李学勤　『上海博物館集刊第六期（建館四十周年特輯）』上海古籍出版社出版　一九九二年十月
・「釈觶**𩰫𠂤𠂤𠂤**」『觀堂集林』王国維　中華書局出版　一九五九年六月
・「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究（第十五輯）』　湯余恵　中華書局　一九八六年六月
・「斉、燕、邾、滕陶文的分類与題銘格式」（二）李零　『新編全本季木蔵陶』中華書局　一九九八年
・『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』江村治樹　汲古書院　二〇〇〇年二月
・「論河北近年出土的戦国有銘青銅器」李学勤・鄭紹宗　『古文字研究』（第七輯）四川大学歴史系古文字研究室編　中華書局出版　一九八二年六月
・『近出殷周金文講釈』（第三集）高澤浩一　編　二松學舎大学学術叢書　研文出版　二〇一四年三月
・「天津市武清県蘭城遺址的鑽探与試掘」天津市歴史博物館考古部　『考古』二〇〇一年第九期（総四〇八期）二〇〇一年九月
・『文物』一九八二年八月第八期　文物出版社　一九八二年八月
・『文物』一九七二年二月第二期　文物出版社　一九七二年二月
・『考古』二〇〇一年第九期　考古雑誌社出版　二〇〇一年九月
・『上海博物館蔵印選』上海書画出版社　一九七九年八月
・『天津市藝術博物館藏古璽印選』李東琬　文物出版社　一九九七年八月

・『書道学論集』大東文化大学大学院文学研究科書道学専攻院生会　二〇一四年三月
・『先秦両漢語法論叢』王麗華　著　出版者：Airiti Press Inc　二〇一〇年八月
・『中国歴代官制大詞典』徐連達　広東教育出版社　二〇〇九年八月
・『孫慰祖論印文稿』孫慰祖　上海書店出版社　一九九九年一月
・『歴代璽印斷代標準品図鑒』孫慰祖　吉林美術出版社　二〇一〇年二月
・『二十世紀出土璽印集成』周曉陸　中華書局　二〇一〇年一月
・「戦国私璽中所見古代復姓及其源流考」陳光田　『河南師範大学学報（哲学社会科学版）』第三五巻第二期　二〇〇八年三月
・『胡厚宣先生紀念文集』張永山　主編　科學出版社一九九八年十一月
・『璽印』（故宮博物院蔵文物珍品大系）鄭珉中　主編　上海科学技術出版社・商務印書館（香港）二〇〇八年七月
・『浙江省博物館典蔵大系・方寸乾坤』駱堅群　主編　浙江古籍出版社　二〇〇九年十一月
・『漢語大詞典』漢語大詞典編纂処編　梅維恒　主編　漢語大詞典出版社　二〇〇三年十月
・『印学研究（二〇一四古璽印研究専輯）』山東博物館編　呂金成主編　文物出版社　二〇一四年三月
・『芸林月刊』天津市古籍書店　一九三一年九月
・『故宮博物院蔵古璽印選』文物出版社　一九八二年十二月
・『古璽探研』田煒　著　華東師範大学出版社　二〇一〇年五月
・『三代吉金文存』（上）（中）（下）羅振玉　中華書局出版　一九八三年十二月
・『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　一九八三年三月
・『商周金文録遺』于省吾編著　中華書局出版　一九九三年七月
・『中国美術全集（書法篆刻編7璽印篆刻）』方去疾（主編）孫慰祖（釈印）上海書畫出版社上海人民美術出版社　一九八九年五月
・『十三経注疏』芸文印書館　一九七六年五月
・『説文解字』（漢・許慎）中華書局出版　一九八五年六月
・『中国璽印類編』小林斗盦　二玄社　一九九六年二月
・『周漢遺寶』帝室博物館編　国書刊行会発行　昭和五十六年一月
・『天理参考館図録・中国』朝日新聞社　朝日新聞社　一九六七年
・『国立故宮博物院名品図録』中華民国国立博物院・産経新聞社編纂　産業新聞社発行　一九七六年十二月

注

（注1）『古璽彙編』羅福頤主編　文物出版社出版　一九八一年十二月

（注2）匋（陶）攻（工）が官名類に属する理由は下記のとおりである。㈠李学勤氏は、「[illegible]」、「[illegible]」、「[illegible]」、「[illegible]」の四字を「尹」、「**𠭯**」、「**敀**」、「工（攻）」と釈読していた。そして、氏の説によると、「尹」（管理機構）は燕国製陶業の管理機構であり、その下に「**𠭯**」（主管）、「**敀**」（陶工長）、「工（攻）」（陶工）の三級の製造人員が属している。①「燕斉陶文叢論」『上海博物館集刊第六期（建館四十周年特輯）』上海古籍出版社出版、一九九二年十月　一七〇頁　②「燕国題銘概述（上）」『文物』文物出版社、一九五九年七月、五四頁　㈡李零氏は、燕国陶文に、三級監造即ち匋「尹」（省者）、「[illegible]」と「**敀**」（主者）、「工（攻）」（造者）という生産制度が存在していたと考えている。「斉、燕、邾、滕陶文的分類与題銘格式（二）」、李零『新編全本季木蔵陶』中華書局、一九九八年、㈢馮勝君氏は、燕国の製陶業が「陶攻（工）」、「陶**敀**」、「陶匋」、「陶尹」の四級より構成されていたとみている。「燕国陶文総述」馮勝君　『北京文博』一九九八年二期　㈣曹錦炎氏は、「釈戦国陶文中的〔[illegible]〕」に「[illegible]」字を「[illegible]」と釈読する。そして、「[illegible]」は量器の製造機構名であり、同時に、その機構の職官である「[illegible]」は、「尹」と

「𨚕」の下級で、「攻」の上級である。官職が卑しく、「里」のような低い行政単位でも「𢿱」の機構を設立することが出来ると結論する。留意しなければならないのは、曹氏は「𢿱」は量器の製造機構名であり、その機構の職官も「𢿱」というように、「𢿱」は量器の製造機構名であり、かつまた官名でもあることを初めて指摘したことである（「釈戦国陶文中的〔𢿱〕」曹錦炎『考古』一九八四年第一期、科学出版社、一九八四年一月、八三頁）。以上の四家の説は異なっているが、「工（攻）」は、その等級監造中の等級の一つであるので、官職がいかに卑しくても、官職類に属している。以上が、「工（攻）」を官名類に入れる理由である。（五）なお『毛詩・臣工』に「臣工諸侯助祭遣於廟也。」とあり、「嗟嗟臣工、敬爾在公」の二句の毛伝に「工、官也。公、君也。」という。

（注3）大司徒長：『周礼・地官』に「教官之属、大司徒卿一人。」『周礼・大司徒』には「大司徒之職、掌建邦之土地之図、与其人民之数、以佐王安撫邦国」とある。「大司徒長」は官名と考えられるが、古文献に記載がなく、燕国特有の官名と考える。

（注4）この陶文拓片は賈永輝氏より提供していただいた物件である。残缺する一文字は執筆者の立場から類推して「錦」とみる。

（注5）執筆者の論文「燕国長細形璽印の釈読」『書道学論集（11）』（大東文化大学大学院文学研究科書道学専攻院生会　二〇一四年三月　七六頁）及び執筆者の修士論文「燕国璽印研究――長細形璽印とその用途を中心に――」（第三章九九頁：「錦」）における考査を参照。

（注6）『国家図書館蔵金文研究資料叢刊2』徐蜀（選編）北京図書館出版社　二〇〇四年三月

（注7）『孫慰祖論印文稿』孫慰祖　上海書店出版社　一九九九年一月　九五頁

（注8）「中易都枷王人」（編号：〇五五二）『新編全本季木蔵陶』周進（収蔵）周紹良（整理）李零（分類考釈）中華書局　一九九八年十月　一五五頁

（注9）荘新興氏の著した『戦国璽印分域編』に収録している璽印の番号「五八」「五九」「六〇」「六一」の如き、「𠂤」字「𠂤」と釈読しているが、番号：二一〇の印を「斉匕」と釈読している。

（注10）「先秦璽印攷釈発微」徐暢『印学研究（二〇一四古璽印研究専輯）』文物出版社　二〇一四年三月

（注11）『古璽探研』田煒　華東師範大学出版社　二〇一〇年五月　六三～六八頁

（注12）『康熙字典』『康熙字典』〈清〉張玉書等編撰　王引之等校訂　上海古籍出版社出版　一九九六年一月　一三八五頁

（注13）『国立故宮博物院名品図録』物件編号：二二三　中華民国国立博物院・産経新聞社編纂　産業新聞社発行　一九七六年十二月

（注14）「釈鱓𦣞𢿱𨚕」『觀堂集林』王国維著　中華書局出版　一九五九年六月　二九一頁

（注15）「燕国璽印研究――長細形璽印とその用途を中心――」栗躍崇　大東文化大学大学院文学研究科書道学専攻　平成二十五年度提出修士論文　一一四頁　一一九頁

（注16）『説文解字』（漢・許慎）中華書局出版　一九八五年六月　十一頁

（注17）『康熙字典』〈清〉張玉書等編撰　王引之等校訂　上海古籍出版社出版　一九九六年一月　七三七頁

（注18）『十三経注疏（附校勘記）』芸文印書館　一九七三年五月『（三）周礼』三一二頁

（注19）『戦国古文字典（戦国文字声系）』何琳儀　著　中華書局　二〇〇七年五月　一〇二八頁

（注20）『国立故宮博物院名品図録』物件編号：二二三　中華民国国立博物院・産経新聞社編纂　産業新聞社発行　一九七六年十二月

（注21）『金文総集（八）』厳一萍　芸文印書館　中華民国七十二年十二月　三

五九七頁

（注22）『史記索隠』には、已に「燕四十二代、有二惠侯、二釐侯、二宣侯、三桓侯、二文侯、蓋国史微失本謚。故重耳。」「又自惠侯已下皆無名、亦不言属。」の記載がある。

（注23）「燕下都第二三号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理処『文物』一九八二年八月第八期

（注24）「戦国燕国銅器銘刻新考」黄盛璋『燕文化研究論文集』陳光　彙編　中国社会科学出版社　一九九五年七月

（注25）「郾王銅兵器研究」石永士『燕文化研究論文集』陳光　匯編　中国社会科学出版社　一九九五年七月　三九七頁

（注26）「燕兵器銘文格式、内容及其相関問題」沈融『燕文化研究論文集』陳光匯編　中国社会科学出版社　一九九五年七月　四〇三頁

（注27）「燕下都第二三号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理処『文物』一九八二年八月第八期　四七頁

（注28）『王力文集』（第十六巻）山東教育出版社出版　一九九〇年五月　一四一頁

（注29）本論文の図一を参照。「[illegible]」字の直後に頻出する「錪」が燕国陶器の一種であるとの説は、執筆者の立場である。「燕国璽印研究―長細形璽印の印文中の「錪」を中心に―」を平成二十六年九月十四日書学書道史学会大会（於花園大学）で口頭発表した。

（注30）「王は、第二人称代詞である。王或は大王の呼び方は、戦国時代及び後代に在る。」『王力文集』（第十六巻）山東教育出版社出版　一九九〇年五月　一三九頁

（注31）節：（動詞）節器用。『左伝・成公十八年』符：（動詞）豈非道之所符、而自然之験邪。『史記・貨殖列伝・序』

（注32）『三代吉金文存（下）』（第一八巻）羅振玉　中華書局出版　一九八九年七月　一八八九～一八九一頁

（注33）『三代吉金文存釈文』羅福頤　学問社出版　一九八三年八月「三代吉金文存釈文巻十八」十一頁

（注34）錪は、燕国の陶器の一種だと考える。『燕下都（上）』（河北省文物研究所編　文物出版社　一九九六年八月）三八九頁。及び『燕下都（上）』河北省文物研究所編　文物出版社　一九九六年八月　第二六一頁（文）二六二頁（図）の如き、銘文による、この一種類陶器は自ら「……器錪」と名付けている。この問題点には、別稿を設けることとする。

（注35）『古璽探研』田煒　華東師範大学出版社　二〇一〇年五月　六三～六八頁

（注36）「戦国璽印自名解」『中山大学学報（社会科学報）』田煒　二〇一三年第六期

（注37）「錪」が燕国陶器の一種であるとの説は、執筆者の立場である。

（注38）「匋攻（工）＋匋攻名」の形式の陶文は、燕国陶文中にしばしば見える。『古陶文彙編』「四、河北出土陶文」参照。『古陶文彙編』高明　中華書局版（訳者　北川博邦）東方書店　一九八九年五月　六二頁

（注39）今節（第一節）の場合には、「魯」を姓と考えている。何琳儀氏は「（魯[illegible]）『璽印彙編』番語順：五五六六」を燕璽と考えて、「燕璽、姓氏。」との結論がある。『戦国古文字典』何琳儀　二〇〇七年五月　中華書局出版社　上冊五〇四頁」。また、（唐）林宝『元和姓纂』望出扶風郿県、新蔡には、魯の姓に関して次の記載がある。「周公子伯禽封魯、至頃公三十四代九百余年、為楚所滅、子孫以国為氏、……」。

（注40）周知のとおり、斉は姓である。『戦国璽印分域編』（荘新興編著　上海書店出版社　二〇〇一年十月　三九頁）に収録している燕国私璽の例がある。斉□（番号：二一一）、斉君水（番号：二一二）、斉□（番号：二一三）の例がある。

（注41）『史記索隠』には、已に「燕四十二代、有二恵侯、二釐侯、二宣侯、三桓侯、二文侯、蓋国史微失本謚。故重耳。」「又自恵侯已下皆無名、亦不言属。」の記載がある。

（注42）「[illegible]」字を器物名として考えているのは、執筆者の立場である。

（注43）①燕器として公認している「太保鼎」は、天津市芸術博物館に収蔵している。通高50.7cm、口径23cm×36cm。鼎の腹内に「太保鋳」三つの文字がある。『文物』第十一期（総一一一号）文物出版社　一九五九年十一月

（注44）『古璽彙編』（羅福頤　主編　文物出版社　一九八一年十二月　番号順：三二七四）には、釈読していない。呉振武氏の『「古璽文編」校訂』には、「北宮□」と釈読しているが、第三番目の文字を釈読していない。「受」字には、燕国銘文の中によく見られる文字であるので、詳しくは、何琳儀氏の『戦国古文字典』（中華書局　二〇〇七年五月）一八六頁の「受」字を参照。何氏は『古璽彙編』「番号順：三二七四」の璽印を「北宮受」と釈読している。執筆者の立場に拠れば、「北宮受」の璽印は、燕国璽印に属している。「北宮」の「宮」字の字形は、燕国陶文によく見られる文字である。『古陶文彙編』（高明　編　中華書局版　東方書店　一九八九年五月）番号順四・三三～四・三九の如きがある。「北宮」は（『周礼・天官・内宰』に「正歳均其稍食施其功事憲禁令于王之北宮而糾其守。孫詒譲の『周礼正義』に「古者宮必南鄉王路寝在前、謂之南宮……後六宮在王六寝之後、対南宮言之、謂之北宮。」とあり。『左伝・襄公十年』に「子西聞盗、不儆而出、尸而追盗。盗入於北宮、乃帰、授甲、臣妾多逃、器用多喪。」とある。また、燕国陶文の中には、「左宮」と「右宮」がしばしば見られ、参考になる。以上の文献資料によれば、「北宮」は場所名であることが分かるが、その名詞（場所名、官職）の次に付く動詞の使い方及び句形格式が同じなので、一例として挙げる。

（注45）『戦国璽印分域編』番号：三〇八　荘新興　編著　世紀出版集団・上海書店出版社　二〇〇一年十月

（注46）『古陶文彙編』（高明　編　中華書局版　東方書店　一九八九年五月）番号順：四・一三〇、四・一三一、四・一五一、四・一五二、四・一五四の如きがあり、共に陰文と陽文の印跡がある。

（注47）『古璽彙編』番号：三四九八「□閔斉」を燕璽に属すとするのは湯余惠氏である。「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」湯余惠『古文字研究』（第十五輯）中華書局出版　一九八六年六月　七二頁

（注48）本論文の【表一】を参照。

（注49）本論文の【表一】を参照

（注50）図Ⅳの③は、前掲の③㋐と㋑を合併したものである。

（注51）①銘文は『三代吉金文存（全三冊）』器物編号：四二一（羅振玉編　中華書局出版　一九八三年一二月）の二一一頁を参照。③釈文は、『三代吉金文存釈文』（羅福頤著　学問社出版　一九八三年）の巻二鼎上・器物編号：四二一を参照。